

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年4月30日
【事業年度】	第18期（自平成25年2月1日至平成26年1月31日）
【会社名】	株式会社デジタルデザイン
【英訳名】	DIGITAL DESIGN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺井和彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満四丁目11番22号
【電話番号】	06 - 6363 - 2322
【事務連絡者氏名】	業務推進グループ 桐山雅志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田司町二丁目9番2号
【電話番号】	03 - 5259 - 5300(代)
【事務連絡者氏名】	業務推進グループ 桐山雅志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社デジタルデザイン 東京オフィス （東京都千代田区神田司町二丁目9番2号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年4月23日に提出致しました第18期（自平成25年2月1日至平成26年1月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤り及び漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

訂正事項1

表紙

訂正事項2

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等
発行済株式

訂正事項3

6 コーポレート・ガバナンスの状況等
社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所1

訂正箇所は_____を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 平成26年4月23日
【事業年度】 第18期(自平成25年2月1日至平成26年1月31日)
【会社名】 株式会社デジタルデザイン
【英訳名】 DIGITAL DESIGN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺井和彦
【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満四丁目11番22号
【電話番号】 06-6363-2322
【事務連絡者氏名】 業務推進グループ 桐山雅志
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田司町二丁目9番2号
【電話番号】 03-5232-5300(代)
【事務連絡者氏名】 業務推進グループ 桐山雅志
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社デジタルデザイン 東京オフィス
(東京都千代田区神田司町二丁目9番2号)

(訂正後)

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 平成26年4月23日
【事業年度】 第18期(自平成25年2月1日至平成26年1月31日)
【会社名】 株式会社デジタルデザイン
【英訳名】 DIGITAL DESIGN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺井和彦
【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満四丁目11番22号
【電話番号】 06-6363-2322
【事務連絡者氏名】 業務推進グループ 桐山雅志
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田司町二丁目9番2号
【電話番号】 03-5259-5300(代)
【事務連絡者氏名】 業務推進グループ 桐山雅志
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社デジタルデザイン 東京オフィス
(東京都千代田区神田司町二丁目9番2号)

訂正箇所 2

訂正箇所は_____を付して表示しております。

【発行済株式】

(訂正前)

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年4月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,691,000	2,691,000	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	2,691,000	2,691,000	-	-

(訂正後)

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年4月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,691,000	2,691,000	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	2,691,000	2,691,000	-	-

訂正箇所3

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

社外監査役

当社では、提出日現在、社外監査役2名を選任しており、社外監査役 金子俊夫は公認会計士・税理士として、豊富な知識と経験深く、社外監査役 井上敏志は弁護士の資格を保持しており、いずれも豊富な経験と高い見識を有しております。

なお、社外監査役 金子俊夫は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同所の定める独立役員として指定し届出をいたしております。

社外監査役 金子俊夫は当社株式を保有しておらず、それ以外にも当社との間に特別な人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役 井上敏志は当社株式を保有しておらず、それ以外にも当社との間に特別な人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。また、同氏が所属する弁護士法人淀屋橋法律事務所は、特定の訴訟に関して当社と委任契約を締結しており、報酬額も適正なものであり、取引に特別な利害関係はありません。

なお、当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

(訂正後)

社外取締役及び社外監査役

当社では、提出日現在、社外監査役2名を選任しており、社外監査役 金子俊夫は公認会計士・税理士として、豊富な知識と経験深く、社外監査役 井上敏志は弁護士の資格を保持しており、いずれも豊富な経験と高い見識を有しております。

なお、社外監査役 金子俊夫は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同所の定める独立役員として指定し届出をいたしております。

社外監査役 金子俊夫は当社株式を保有しておらず、それ以外にも当社との間に特別な人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役 井上敏志は当社株式を保有しておらず、それ以外にも当社との間に特別な人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。同氏が所属する弁護士法人淀屋橋法律事務所は、特定の訴訟に関して当社と委任契約を締結しており、報酬額も適正なものであり、取引に特別な利害関係はありません。

また、経営判断の迅速性の確保、経営効率の向上及び取締役相互間の監査体制に実効性を持たせ、取締役の業務執行の適法性、妥当性への牽制機能は、社外監査役の取締役会への出席・意見陳述や日常の監査により確保できているとの認識により、社外取締役を現時点では選任していません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。